

「歴史的建築物修復事業」 補助金制度について

旧北国街道の街並みを保全するために、野々市市本町通りに
所在する歴史的建築物の修理・修復に補助金を交付する制度です

対象エリア



本町一丁目から本町四丁目の
本町通り（旧北国街道）沿い



本町通り（旧北国街道）

申請者（補助を受ける人）

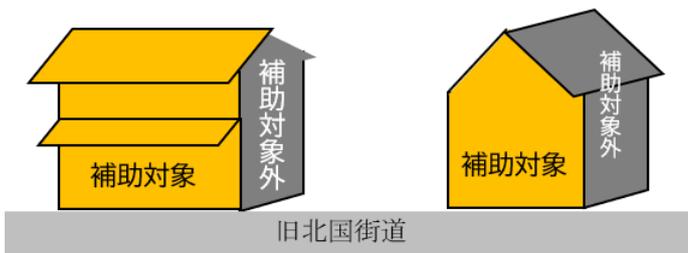
対象エリアに所在する歴史的建築物※1の所有者または居住者または使用者

対象物件かどうかは、市生涯学習課で確認できます

※1…旧北国街道に面する昭和30年以前に建てられた主屋・蔵・塀・門

補助対象となる範囲

対象エリアの旧北国街道に面した箇所の工事費が補助対象となります。



オレンジ色の箇所の工事が対象です

補助金について

- 補助率 対象工事費用の50%
- 上限額 一敷地内 100万円
- 申請の回数 15年に1回（交付後15年を経過すると新たに申請できます）

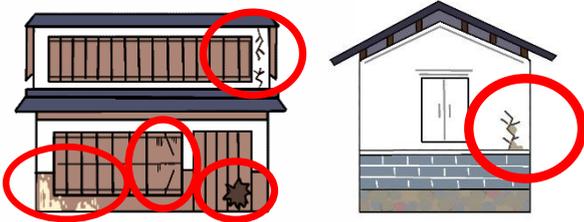
裏面もご覧ください

対象となる工事

歴史的な部位を修理する工事

例

漆喰補修・塗り直し

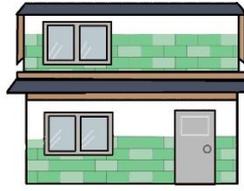


腰板、格子、建具の補修・塗り直し等

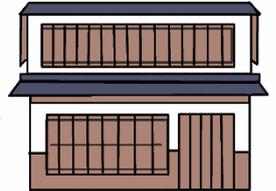
歴史的な外観に復元する工事

例

修復前



修復後



タイル・アルミ窓・ドアを
腰板・木格子・木製建具に

昔ながらの部位を修理したい

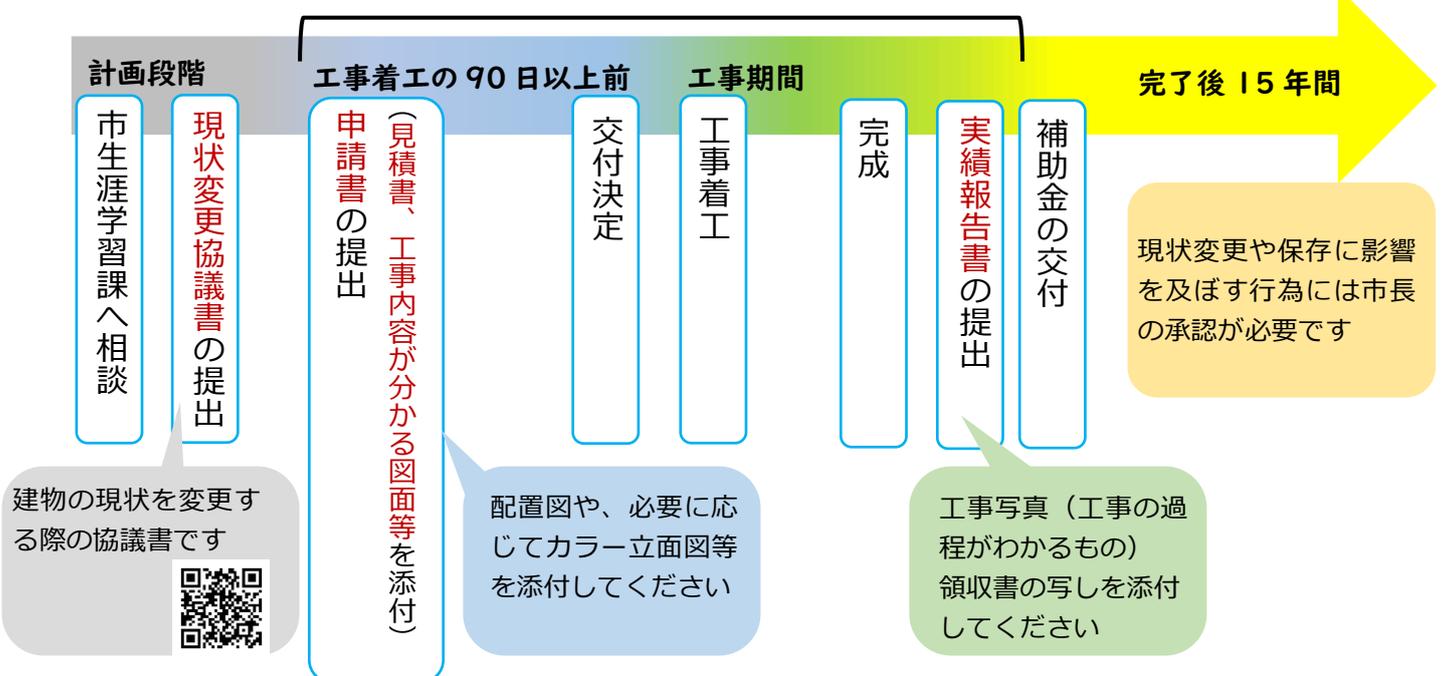
旧北国街道のまちなみに沿った外観に
整えたいけど、どんな修復ができるの？

生涯学習課

まずはお早めに
生涯学習課までご相談ください

交付の流れ

申請から実績報告書の提出までは同一年度内で行ってください。



お問い合わせ先

野々市市教育委員会生涯学習課 文化財係

[窓口] 野々市市三納一丁目1番地 野々市市役所3階

8時30分～17時15分（平日）

[電話] 076-227-6122 [FAX] 076-227-6258

本補助制度に関する
申請書等のダウンロード
はこちらから

<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/37/44855.html>

